

公 告

「山陽地域に進学した大学生等の島根県内就職支援」業務委託に係る提案競技の実施にあたり、次のとおり公告する。

令和4年2月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1. 事業目的

山陽地域の大学、短大、専修学校などに在籍する島根県出身学生の島根県内企業への就職活動を支援することを目的とする。

2. 委託業務の内容

- (1) 業務名 山陽地域に進学した大学生等の島根県内就職支援
- (2) 委託期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- (3) 業務内容 別紙1「山陽地域に進学した大学生等の島根県内就職支援」業務委託仕様書のとおり

3. 参加資格

- (1) 委託事業を的確に遂行する能力を有する者であること。
- (2) 島根県において県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- (3) 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号。以下「施行令」という。）167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (7) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、提案競技参加者から事前に提案競技参加表明書を徴収して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及びプレゼンテーションへの出席を要請する。

(1) 募集期間	令和4年2月8日(火)から24日(木) ※提案競技説明書は、県雇用政策課のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配付する。
(2) 説明会	令和4年2月14日(月) 14時から15時30分 オンラインにより開催する。 ※説明会参加希望者は、説明会参加申込書(様式1)を令和4年2月10日(木) 16時までに持参又は電子メールにより1部提出する。 ※電子メールにより提出した場合は、その旨を担当者あて電話にて連絡すること(以下の手続きにおいて電子メールにより提出する場合も同様とする。) ※V-CUBEミーティング5を利用。参加申込書記載のメールアドレスに招待メールを送付する。 ※説明会時に追加で配布する資料がある場合は、参加申込書記載の担当者メールアドレスあてに送付する。
(3) 質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず提案競技質問書(様式2)にて令和4年2月16日(水) 17時までに持参又は電子メールにより提出すること。
(4) 質疑の回答方法	受け付けた質疑をとりまとめ、県ホームページに掲載して回答する。
(5) 質疑の回答予定日	令和4年2月18日(金)
(6) 提案競技参加表明書の提出	提案競技に参加する者は、提案競技参加表明書(様式3)を令和4年2月24日(木) 17時までに持参、電子メール又は郵送(必着)により1部提出すること。ただし、電子メールによる提出は、会社等組織概要(職業紹介事業許可証の写しを除く。)以外の書類に限ることとし、一式をPDFファイルとして提出すること。会社等組織概要資料については、別途持参又は郵送(必着)により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時(土、日、祝日は除く。)までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。
(7) 参加資格通知予定日	参加者表明書を受理後速やかに通知する。
(8) 提案競技への参加辞退	提案競技参加表明書を提出した後で、参加を辞退する場合は、提案競技参加辞退届(様式4)を令和4年3月3日(木) 17時までに持参、電子メール(PDFファイルとすること。)又は郵送(必着)により1部提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時(土、日、祝日は除く。)までとする。
(9) 企画提案書提出期限	令和4年3月3日(木) 17時
(10) 提案者プレゼンテーション及び審査予定日	令和4年3月7日(月) ※プレゼンテーションの時間及び場所(松江市内を想定)については、提案競技への参加表明書提出者に別途通知する。

	※新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、オンラインでのプレゼンテーションに変更する場合がある。また、提案者の地域の新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、オンラインでのプレゼンテーションへの参加を認める。
(11) 提案者プレゼンテーションの方法	提案者ごとに、企画提案書による説明（30分以内（予定））の後に、審査委員からの質問時間（20分以内（予定））を設定する。
(12) 委託予定事業者の決定	令和4年3月上旬
<p>○提出先及び問い合わせ先 島根県商工労働部雇用政策課若年者就職促進室 担当：田原・柳井 〒690-8501 松江市殿町1番地（島根県庁本館2階） TEL：0852-22-5365 FAX：0852-22-6150 E-mail：jakunen-shien@pref.shimane.lg.jp</p>	

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1) 作成方法	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書（様式5）により作成する。ただし、様式5に沿った内容であれば、任意様式による作成を可とする。 ・用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じとし、多色刷りを可とする。（図表等は必要に応じてA3版の折り込みも可とする。） ・表紙を除き、20ページ以内とすること。
(2) 提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・計5部提出すること。 ・令和4年3月3日（木）17時までに持参、電子メール又は郵送（必着）により提出すること。ただし、電子メールで提出する場合は、用紙の大きさをA4判縦で統一し、一式を両面印刷できる形式でPDFファイルとして提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時（土、日、祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。
(3) その他の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書（内訳が分かるもの）を1部提出すること。 また見積書の写し5部を企画提案書にそれぞれ綴り込むこと。
(4) 提案競技等に係る留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。 ②作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。 ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。 ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。 ⑤虚偽の内容が記載されているもの。 ・企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、全て参加者の負担とする。 ・提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。 ・提案競技の採否は、文書で通知する。 ・本要領に基づき提出された書類は返還しない。

	<ul style="list-style-type: none"> 提出された書類等は、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）に基づき開示する場合がある。
--	---

6. 審査方法等

(1) 審査方法	<ul style="list-style-type: none"> 審査会において、業務の内容に最も適する企画提案書を提出した者を本業務の受託者として選定する。 提案競技参加表明書提出者が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。 審査の結果、適当と判断される企画提案書がない場合は、受託者を選定しないことがある。
(2) 審査内容	別紙2「山陽地域に進学した大学生等の島根県内就職支援」業務委託提案競技評価基準のとおり
(3) 応募者への採否通知	令和4年3月上旬に、提案競技参加者全員に通知する。

7. 契約内容等

(1) 委託期間	令和4年4月1日（金）～令和7年3月31日（月）
(2) 委託料上限額	令和4年度 77,890,000円 令和5年度 77,890,000円 令和6年度 77,890,000円 （注）消費税及び地方消費税の額10%で計算した額である。 消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は金額欄の額に変更が生じる場合がある。
(3) 契約方法	受託予定事業者と委託内容について協議のうえ、委託料上限額の範囲内で委託契約を締結する。契約締結に当たっては契約書を作成するものとする。
(4) 委託料の支払	原則として精算払とする。ただし、業務上必要と認められる場合は、概算払いを行うことができる。
(5) 一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
(6) 契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。
(7) 著作権等	本業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の権利は、県に帰属するものとする。
(8) 個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）を遵守すること。
(9) 契約書及び業務仕様書	別途作成、提示する。
(10) その他	本業務の予算は、令和4年2月議会へ提案予定であり、予算が成立しない場合は、本業務の執行は行わない。また、契約締結時期は、令和4年当初予算成立後とする。